



# 島根県報

平成22年 1 月 26 日 (火)

号外 第 1 3 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

(道 路 維 持 課) 2

# 告 示

## 島根県告示第58号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成22年1月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
一般国道	261号	江津市桜江町谷住郷 2182番地先から同2620番2地先まで	前	メートル 6.00～ 13.00	メートル 107.00		道路改良工事 拡幅
			後	8.00～ 16.50	107.00		
"	"	江津市桜江町谷住郷 2620番2地先から同 3006番1地先まで	前	A	6.50～ 46.00	1,450.00	浜田県土整備 事務所  左記のA、B及びC は、関係図面に表示す る敷地の区分をいう。  道路改良工事  トリプルウェイ
		B		10.80～ 16.00	340.00		
		江津市桜江町谷住郷 2620番2地先から同 3006番1地先まで	後	A	6.50～ 46.00	1,450.00	
		江津市桜江町谷住郷 2703番1地先から同 3006番1地先まで		B	10.80～ 16.00	340.00	
		江津市桜江町谷住郷 2620番2地先から同 3006番1地先まで		C	10.30～ 42.00	950.00	
県道	仁摩邑南線	邑智郡川本町大字多田 10番6地先から同19番 2地先まで	前	A	16.00～ 19.00	130.40	県央県土整備 事務所  左記のA及びBは、関 係図面に表示する敷地 の区分をいう。  ダブルウェイ解消  仮設道撤去
				B	11.40～ 15.00	148.00	
			後	A	16.00～ 19.00	130.40	